

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対象年齢、助成回数の取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緩和措置として、以下のとおり取扱いを行います。

1. 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に治療を開始した場合に限り助成対象者とします。
2. 令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて特定不妊治療費の助成を受けた際の治療開始日の妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回とします。
3. 令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて男性不妊治療費の助成を受けた際の治療開始日の妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回とします。

上記1～3の取扱いは、令和2年3月31日時点で助成対象となり得た方の措置であるため、事実婚の夫婦や、夫婦の合計所得金額が730万円を超過する夫婦は対象外です。